

資 料

- これは単に修点を出したものであり武藤案を出発点とした場合にはこれが研究者の側からみたぎりぎりの線である。

これが研究者が満足するものになつていくかどうかということについては確信は持っていない。これがタマゴになり得るかどうかの問題である。

(小野)

- 二つの案が出て、良くその間の事情が判っていない。(中島)

- また 12 Beu の原子核関係の計画の為に物性関係が無理な案を強制されているのではないかといつた質問が出た。併し此等の案が 12 Bev だけに対して作られて物性関係は独立する可能性はあまりないという考え方に立っている。(宮原、小野)

4. その他 (略)

資料 1

国立大学研究所協議会共同利用研究所

小委員会第 2 次報告 (38.7.17)

(新しい型の国立の共同利用研究所について)

(委員長、武 藤 俊之助)

昨年秋提出した第 1 次中間報告において述べた如く、純粹の学術研究機関として、特定大学に附置しない新しい型の国立の共同利用研究所の制度を、国立大学附置共同利用研究所の外に、必要とする主な理由は、

- (イ) 共同研究の体制を強力なものとして確立する必要上、特定の国立大学に附置する研究所の制度によるときは、当該大学の業務の遂行に支障をきた

すばかりでなく、個々の大学自治の枠をこえるおそれが生じたこと。

(ロ) 研究所の設置、運営に要する経費が、国立大学の一般予算との均衡を著しく失するほど巨額なものとなる研究分野が生じたこと。

(ハ) 主として施設を中心とする共同利用に重点のある研究分野が生じたこと。等であつた。さらに第一次中間報告においては前述の新しい型の国立の共同利用研究所が、純粹の学術研究を行なう研究機関として満足すべき7個の条件を提示し、その性格の指向を提唱した。

以来新しい型の国立の共同利用研究所の設置方式、組織編成、管理運営の細目などにつき、数次にわたり、慎重審議を続けてきた。即ち、種々の試案について、それが第一次中間報告に示した条件を満たすかどうかといった観点のみならず、実施に際しての法制上の困難の大小についても種々の角度より検討を重ねてきた。その間、日本学術会議など研究者の意見も非公式に徴し、それらをも参考にしつつ検討を進めたのであるが、その結果、ほぼ成案に近いものを得るに到つた。しかしながらその細目については、なお、意見のわかれる面もあるので、審議経過報告を行ない、その成案のあらましを紹介するものである。

1. 新しい型の国立の共同利用研究所（以下「研究所」という）の性格について

研究所の性格については、種々検討の結果、研究所の目的とする研究分野のセンターとなり、主導的研究の実施、共同研究の場の提供、施設、設備の共同利用等によつて、当該分野の研究の推進ならびに当該分野を専攻する研究者の養成を図るものであり、また大学におけると同様に、研究の自由が保障され、純粹の学術研究を行なう機関であつて、大学と不即不離の關係を保つものであるとの見解に、まとまつている。

2. 設置方式について

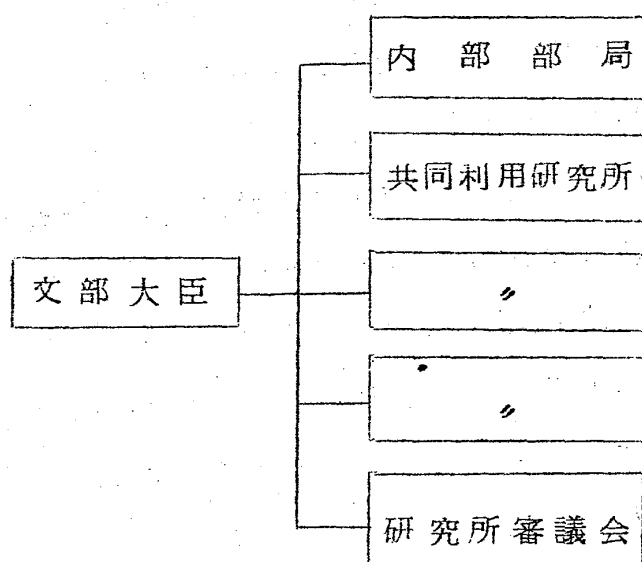
始め種々の案が提案されたが、主として実施に際しての法制上の困難が大

資 料

きいため、いくつかの案は消え去り最後に次の3案が集中的に検討された。

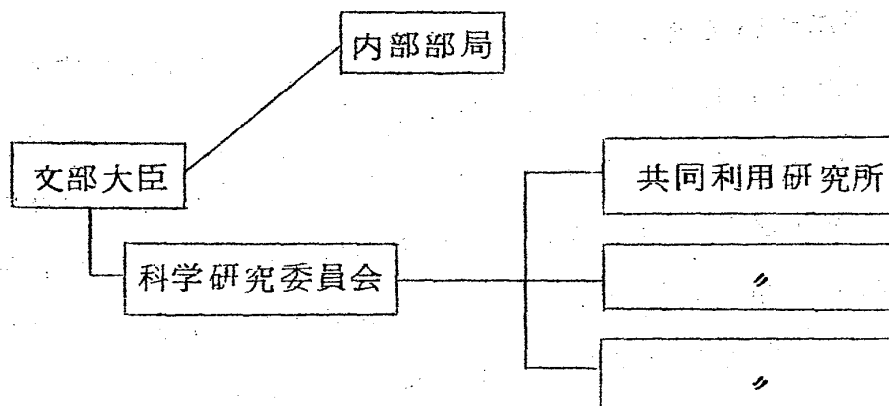
第1案、本省直轄方式 文部大臣の直轄機関とし、別に文部省の附属機関として研究所審議会（仮称）を置く。

この審議会は、形式的には8条機関（国家行政組織法上の）の審議会であるが、場合により研究所の予算の調整等の執行機関的な業務を担当することも考えられる。



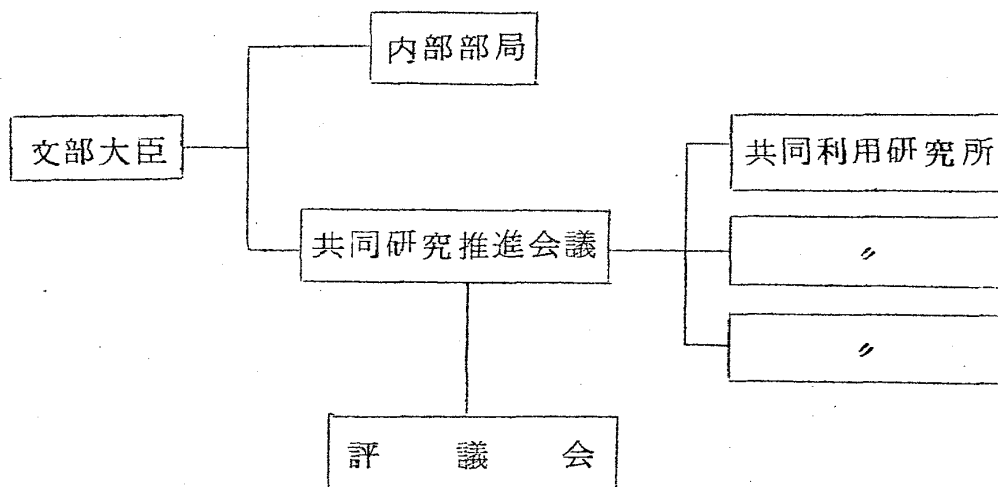
第2案 外局所轄方式

文部省の外局として科学研究委員会（仮称）を置きその所轄機関とする。委員会は、研究所を設置運営するほか、若干の科学行政を実施することも考えられる。



第3案 附属機関所轄方式

文部大臣の附属機関（国家行政組織法上の8条機関）として共同研究推進会議（仮称）（以下「会議」という。）を設置し会議に研究所を置く。



以上3案についてそれぞれの利害得失について十分な検討が行なわれたが、研究所が純粹の学術研究機関であるという性格を十分考慮して、第3案が最も適當であるとの意見が多い。

なお、共同研究推進会議を研究分野毎に設置すべしとの意見もある。

3. 会議の権限および構成について

会議の権限については、研究所の管理運営の大綱の決定、研究所の研究計画の基本方針の策定、研究所の予算案の審議、調整、研究所の人事の基準の決定その他研究所に関する重要事項に関する審議を行なう権限を持たすべきであるとの意見が多い。

また、会議の構成については

- イ) 研究所が大学の extension であることにかんがみ国立大学協会から推薦された学長4名、関係研究者の総意を反映させるために、日本学術会議代表1名、会議におかれる研究所の意見を会議に反映させるとともに、研究所の実態から遊離した審議がなされないように研究所からの代表者1名および国立大学以外の学識経験者の意見を反映させることも考

慮して民間人 1 名の計 7 名で構成する。

ロ) 上記のうち学長を国立大学協会推薦とせず、研究所推薦とする考えもある。

ハ) 構成員数を 9 名として、学長 5 名、日本学術会議代表 2 名とする（他はイ）と同じ）意見もある。

以上各種の案が出されているが、一方、これら各案では、研究所の育成について十分責任を果しうるかどうか不安であるとの意見がある。

したがって構成については会議が実現化するさい、さらに各界の意見を徴して決定すべきであろうとの意見が多い。

会議は現行国立大学の学長に対応するものであるが、前者が合議制、後者が独任制であるという点、また前者が役職上から任命され、後者が当該大学教官の選挙によるという点に著しい相違がある。

4. 評議会について

会議の諮問機関（評議会は研究所の重要事項について会議の諮問に答えるばかりでなく積極的に建議すべきものとする意見もある）として、各共同利用研究所の代表（複数）をもつて構成する評議会を必置するものとするべきであるとの全員一致の意見である。（この評議会は、大学の評議会に相当するものと考えられる。）

なお、場合によつては会議と評議会とが合同会議をもつのもよいであろうとの意見もある。

5. 研究所の組織編成、管理運営について

(1) 商議会（仮称）の設置

個々の研究所に、共同利用の趣旨にそつて、事業計画、経費の見積り、人事その他の管理運営に関する重要事項を所掌する合議制の商議会を置くべきであるとの全員一致の意見である。

(2) 商議会の権限および構成、所員会議との関係等については意見のわか

れたところであるが、それら意見を整理するとほぼ次の3案にしばられる。すなわち

- (イ) 商議会は審議決定する最高機関とし、研究所の主要な職員および日本学術会議（又は関係研究機関）により推薦された者を以つて構成する。なお、所長および研究に従事する所員の任免は、商議会の議に基づき任命権者が行なうものとする。

また、研究所の恒常的運営に関し、所長の諮問機関として研究に従事する主要な職員によつて構成される所員会議が当然置かれるべきであるが、商議会が審議決定する最高機関であるので、所員会議は所長の単なる諮問機関となる。

- (ロ) 商議会を所長に助言する機関とし、日本学術会議（又は関係研究機関）により推薦された者をもつて構成する。なお、所長の任免は、商議会の推薦に基づき、所員の任免は所長の申し出に基づきそれぞれ任命権者が行なうものとする。この場合、所員会議は大学の教授会に準じ、職員の人事に関しては実質的な決定機関となる。

- (ハ) 商議会を所長の諮問機関とし、研究所の目的とする研究の分野を専攻する研究者をもつて構成する。この場合、所員会議は、(ロ)におけると同様の権限を有する。（(イ)～(ハ)のいずれにおいても、商議会の議長は、商議員（仮称）の互選による。）

以上であるが、これら(イ)～(ハ)のいずれを適當とするかは、研究所設置のさい、当該研究分野の研究員の総意によつて決定するべきであろうとの委員多数の見解である。

(3) 内部組織等

研究所には、たとえば管理部、研究部、共同研究部、技術部等必要な部を設けるとともに、必要な施設を附置し、また各部の定員は、研究活動の実態に即応したものとすることが必要であるとの意見が強い。

(4) 職員の構成，処遇および身分取扱

職員の構成，処遇および身分取扱については，所轄方式と共に特に重要な事項として，検討を行ない，大要次のような結論を得ている。

(イ) 構 成

① 研究所に次の職員をおく。

所長，教授，助教授，助手，事務職員，技術職員

② 所長は，研究所の教授をもつてあてる。

③ 研究所に研究員（共同研究に参加するため，あるいは施設を利用して研究するため外部から派遣され，当分の間研究に従事する者）を必要によりおく。

(ロ) 処遇および身分取扱

① 教授，助教授および助手（以下「教官」という。）は，研究所の純粹の学術研究機関であり，大学の延長とも見做される性格をもつこと，さらに現行大学との間の人事の交流を円滑にすること等を考慮して，国立大学の教官とするべきである。そのため，国立学校設置法施行令，同施行規則にその総数，職の種類ごとの定数を特定大学に属しない教官として，それぞれ明記し，またその処遇および身分取扱を，既存国立大学の教官と同等にするための所要の措置を講ずべきである。

② 研究所には，各種の研究施設，設備（以下「各種設備等」という）がおかれるのが通例であるが，これらの管理，運転，製作，設計等のためには高度の専門的知識を必要とする。したがって，これらの管理，運転，製作，設計等の要員である技術職員の待遇を教官に準ずるものとすべきである。

(5) その他共同利用協議会の設置，大学との協力等についても次のような一応結論を得ている。

(イ) 共同利用協議会の設置

所長の諮問に応じて，研究所の施設の利用，設置，共同研究の計画等共同利用に関する専門技術的な事項を審議する機関として，共同利用協議会を置き，研究所の職員及び研究所の目的とする研究の分野を専攻する所外の研究者をもつて構成する。

(ロ) 大学等との協力等

- ① 共同研究の中心的機関としてその研究の実施のため大学から研究者を受入れ，研究所長の監督の下に研究に従事せしめるものとする。
- ② 大学院研究科に在学する学生が，研究所において研究に従事しているときは，学長は研究所における研究を当該大学院における研究の一部とみなすことができるものとする。
- ③ 研究所は，大学その他の研究機関の求めに応じて職員を派遣することができるものとする。

国立の「共同利用研究所」の機構図（案）

